

## 阪南市国民保護計画等の概要（平成19年1月）

## 1.目的

阪南市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

## 2.対象

阪南市民はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで本市に滞在する者や、市町村域を越えて本市に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

## 3. 対象事態

武力攻撃事態については4類型、緊急処理事態については4事態例を対象とし、その類型・事態例に応じた国民保護措置等を実施するが、海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、大阪はヒト・モノ・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急処理事態に留意するものとする。

- 【武力攻撃事態】
- i 着上陸侵攻
  - ii ゲリラや特殊部隊による攻撃
  - iii 弾道ミサイル攻撃
  - iv 航空攻撃

## 【緊急処理事態】

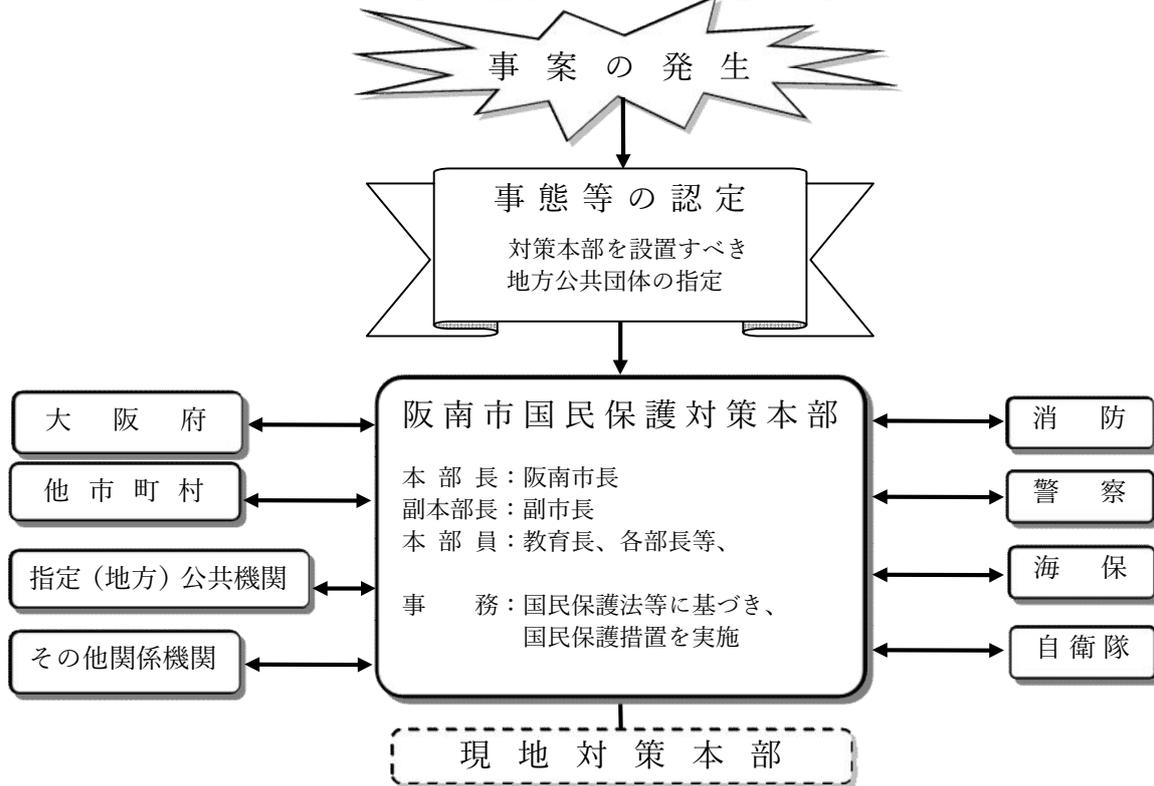
<攻撃対象施設等による分類>

- i 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ii 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

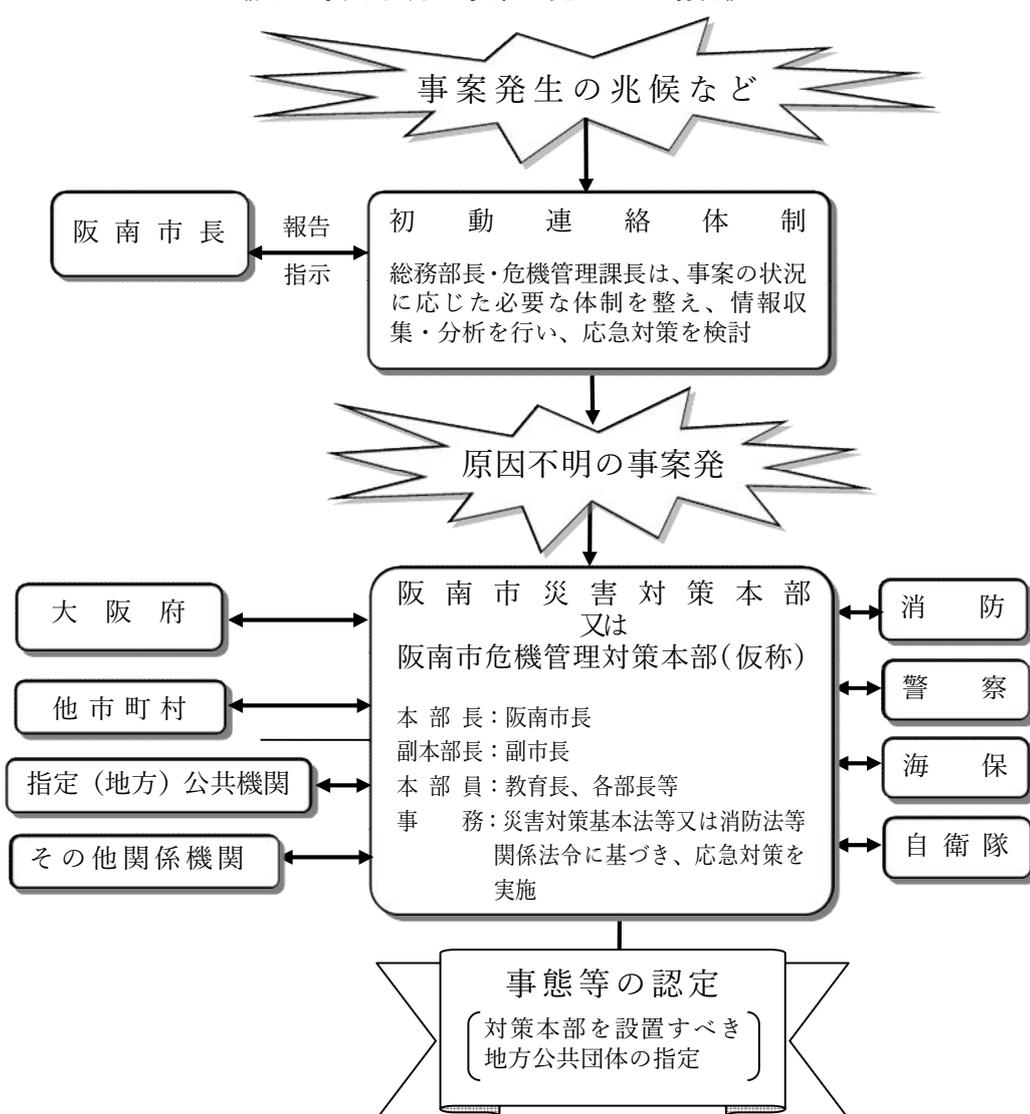
<攻撃手段による分類>

- iii 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- iv 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

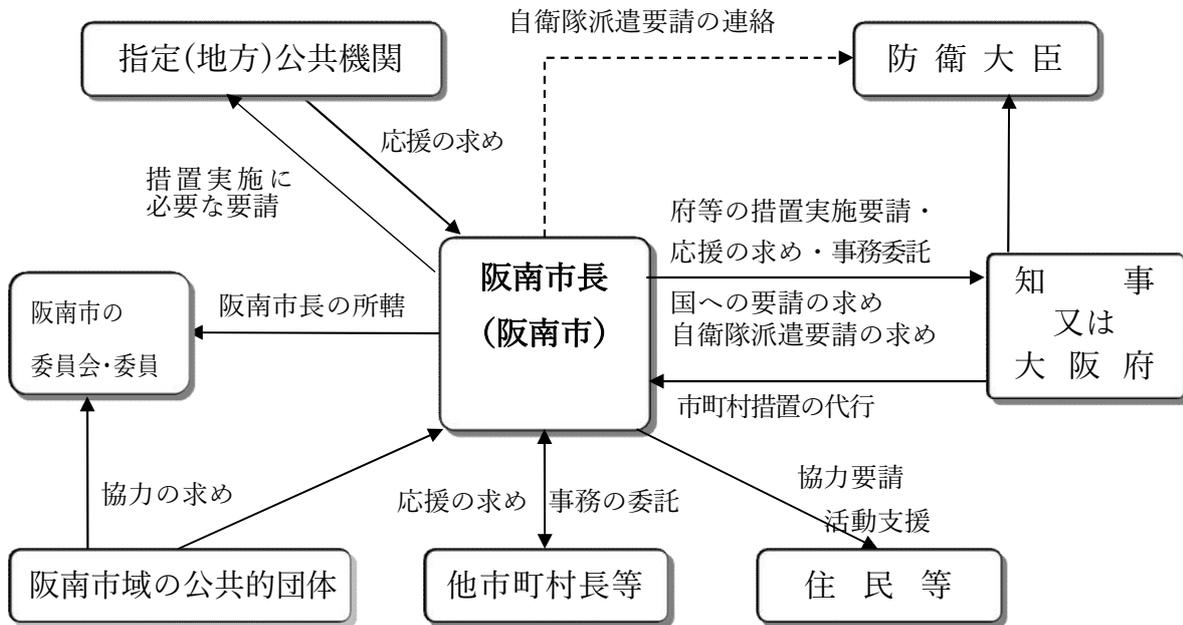
《図：事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合》



《図：原因不明の事案が発生した場合》



《図：関係機関相互の連携協力》



※参考

＜阪南市地域防災計画＞（平成27年3月）

災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に関し、阪南市、大阪府、防災関係各機関が処理すべき事務、または業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市民との相互協力及び連携を図りながら市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護すること

- ①市及び防災関係各機関などの責務と災害に対して処理すべき事務または業務。
- ②災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限度に食い止めるための措置計画。
- ③災害が発生し、または発生する恐れのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置計画。
- ④災害復旧・復興の実施について基本的な計画

＜阪南市強靱化地域計画＞（令和4年6月）

大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組をとりまとめ、推進していく

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

#### ④ 迅速な復旧復興